

インフルエンザ感染時の登園基準について

インフルエンザの登園基準は学校伝染病により「発症した後5日経過し、かつ、解熱した後乳幼児は3日を経過するまで」です。ただし症状によりかかりつけ医師において感染のおそれがないと認めた時はこの限りではありません。お休み期間を過ぎても体調の悪い場合は回復するまでお休みしてください。

- ◆登園許可証は必要ありませんが、下記用紙にお子さんの体温、健康状態を記入し登園時に提出してください（又は医師の証明書）
- ◆家族がインフルエンザに感染した場合、お子さんは出来れば3日間園お休みをして体調の様子をみてください。

新型コロナウイルス感染症時の登園基準について

新型コロナウイルス感染症の登園基準は「発症日を0日とし5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」無症状の場合は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」

- ◆登園許可証は必要ありませんが、下記用紙に家庭での体温、健康状態を記入し登園時に提出してください。
- ◆5類感染症に移行し濃厚接触者の定義はなくなりましたが、集団生活での感染が心配されますので、家族が感染した場合は3日間園をお休みしてお子さんの体調の様子をみてください。

キリトリセン

治癒報告書								
クラス	園児氏名				保護者氏名			
病名					受診した医療機関名			
発症日					登園可能日			
その後の健康状態								
お子さんの体温表								
発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※体温はその日の最高体温を記入してください。